

時代区分II (1)-②竹島の島根県編入の閣議決定に関する資料

竹島の島根県への編入と所管を決定した閣議決定が記載された件名録

No.15 『件名録』所収「無人島(隱岐島ヲ距ル西北八五里)所属ニ関スル件」
報H30/P8 1905年(明治38年)

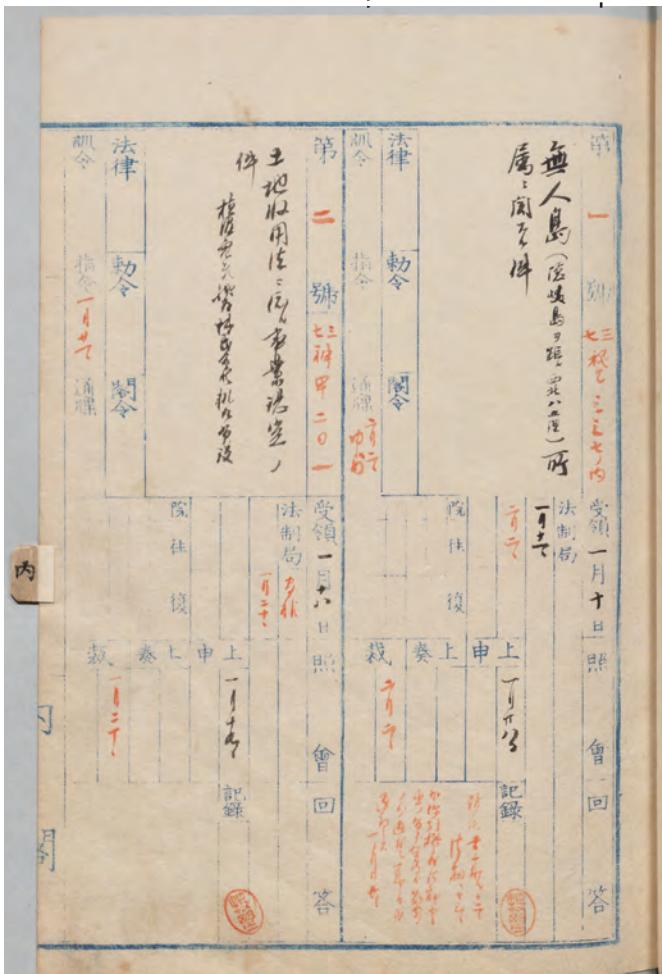
資料概要

この『件名録』は、内閣において閣議事項の整理などの事務を所掌する内閣書記官室が各省庁から送付された公文書の件名などを登録編綴したもの。1905年(明治38年)の『件名録』のうち、「内務省の部第1号」に、竹島の島根県への編入と所管に関する閣議決定の事務処理に係る記録が残されており、以下の流れがわかる。

- 1月10日：内閣書記官室が内務省から請議書を受取
 1月11日：内閣法制局に回付(1月13日に関係資料を送付)
 1月28日：閣議決定(各大臣が起案文書に署名)
 2月2日：法制局から内閣書記官室に裁可(天皇の承認)の通知。内閣書記官室からその旨を内務省に通牒。関係書類を内務省に返却。

内容見本

第一号 三七秘乙三三七ノ内
 無人島(隱岐島ヲ距ル西北八五里)所属ニ関スル件
 通牒 二月二日 内務
 受領一月十日
 法制局
 一月十一日
 二月二日
 上申 一月二十八日
 裁 二月二日
 記録 (印)
 請願書來ル十二日
 法制へ十三日
 本件別格ノ義法制へ申出ノ分ニテ全局より最前ノ分返付シ
 来ニ付即返却ス
 一月二十六日



所蔵：国立公文書館

作成年月日	1905年(明治38年)
編著者	[内閣書記官室]
発行者	[内閣書記官室]
収録誌	件名録 甲号 上(自明治三十八年一月・至全十二月)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う